



# 鳥取県公報

令和元年5月24日（金）  
第9104号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（34）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（35）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の変更（36）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止（1）（内水面漁場管理委員会）・・・・・・・・・・ 3
	水産動物の採捕の禁止に関する指示（2）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター六丁目1-11	おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成31年4月1日

## 鳥取県告示第35号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡北栄町	令和元年7月1日（月）	午後1時から午後3時まで	東伯郡北栄町田井7-1 北条農村環境改善センター
〃	令和元年7月4日（木）	〃	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
〃	令和元年7月9日（火）	〃	〃
東伯郡琴浦町	令和元年7月12日（金）	午前10時から午後3時まで	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎
〃	令和元年7月19日（金）	〃	〃
〃	令和元年7月23日（火）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎

## 鳥取県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業水利施設保全合理化事業 大口堰地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和元年5月24日から同年6月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所

## 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第1号

令和元年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年5月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 令和元年5月30日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 第25回参議院議員通常選挙について
  - (2) その他

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和元年5月24日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	令和元年6月1日から同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和元年5月24日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

- 1 指示内容  
鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
  - (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合
- 2 指示期間  
令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年5月24日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 徳 田 章 人

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称

鳥取県立倉吉総合産業高等学校汎用電子計算機組織 一式

### (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

### (4) 納入期限

令和元年9月30日（月）

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載する金額には税率10パーセントを適用するものとする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年5月31日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 令和元年5月24日（金）から同年7月4日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 令和元年5月24日（金）から同年7月4日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和元年5月24日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続等に関する問合せ先

〒682-0044 倉吉市小田204-5

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

電話 0858-26-2851

電子メール sousan-h@mailk.torikyo.ed.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で令和元年5月24日(金)から同年6月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時50分までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和元年7月4日(木)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月3日(水)午後4時50分までとする。

##### イ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年6月17日(月)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

- (2) June 17, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) July 4, 2019 1:30 PM: Time-limit for submission of tenders

(July 3, 2019 4:50 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi sougousangyo High School 204-5  
Koda, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0044 Japan

TEL : 0858-26-2851